



厚生労働省発表
平成20年8月26日

輸入食品に対する検査命令の実施について (インド産ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子))

本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
インド産ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)及びその加工品(ケツメイシを主要原料とするものに限る。)* ¹	アフラトキシン* ²	検疫所におけるモニタリング検査の結果、インド産ケツメイシからアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

*¹ マメ科のエビスグサ(学名:Cassia obtusifolia L.)またはコエビスグサ(学名:CoraL.)の種子。

*² 発がん性を有するカビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)の一種

<参考1> インド産ケツメイシのアフラトキシンに係る違反事例

1 品名:ケツメイシ

輸入者:株式会社 宏和商会

届出数量及び重量:1,220バグ、42,700kg

検査結果:アフラトキシン陽性(B₁として12ppb検出、基準:付着してはならない)

届出先:神戸検疫所

違反確定日:平成20年8月25日

措置状況:全量保管中

<参考2> インド産ケツメイシの輸入実績

平成19年1月1日から平成20年8月25日:速報値

届出年次	届出件数	届出重量(トン)	検査件数*	違反件数
平成19年	35	2,092	6	0
平成20年	23	1,095	3	1

* アフラトキシンに係る検査